

## 一般競争入札による有料時間貸駐車施設の貸付

### 質問と回答

Q1. 場内左奥の駐輪スペース(11・12・13)、は今回の管理対象外でよろしいでしょうか？

A1. お見込みの通りです。

Q2. 駐車場奥の扉は開閉可能となっているように見受けられますが、開閉する可能性はあるのでしょうか？その目的は？

A2. 扉奥は隣接するマンションの駐車場となっております。災害により近隣道路が通行できない状態となった場合にこの扉を開放することでマンション駐車場一当施設駐車場を緊急車路として利用する協定を締結しています。このため、通常の利用の範囲で開閉することはありません。

Q3. 電源及び電気料金の精算方法について教えてください。

A3. 子メーターを設置しておりますので、年度が終わった段階で全館の電気料金から割合を計算し1年間分を一括で請求します。

Q4. 施設利用者の駐車料金は現在割引適用されていますか？

A4. 施設利用者に対しての割引の適用はされておられません。

Q5. 契約条件（3）利用料金ですが、最大料金においても上限等縛りはありますか。

A5. 区からの指定はありません。

Q6. 契約条件（4）管理方法ですが、フラップレス式（カメラ式）とありますが、パーキング全体を映す防犯カメラでよろしいのでしょうか。もしくは、車室ごとにカメラをつけなければいけないのでしょうか。

A6. 全体を映す方式で問題ありません。

[1月12日更新]

Q7. 出入口のループコイル型信号(出庫灯)の管理は世田谷区でよろしいでしょうか？

A7. お見込みの通りです。

Q8. 場内天井にカメラが3台(球状型2個、立方体型1個)設置されていますが、駐車場運営業者設置(契約更新時に撤去)分はありますか？

A8. 球状型2台のカメラが現駐車場運営業者の設置したものです。

Q9. コンクリート下に埋設されている各車室への配管、車室 2(天井センサー)、車室 4・5(端末制御器)への配管は継続使用可能と考えてよろしいでしょうか？

A9. コンクリート下に埋設されている各車室への配管は継続使用が可能ですが、天井及び壁面等に設置している配管は現駐車場運営業者による設置物ですので、継続使用はできません。

[1月16日更新]

Q10. 1時間あたり 400 円を上限とする昼間最大などの料金設定は可能でしょうか。

A10. 可能です。

Q11. 無料サービス券配布の過去の実績数を開示いただけますでしょうか。

A11. 券種は現在 3 種類あり、60 分・180 分無料券の利用は共に月 1 回程度、30 分無料券の利用はほとんどありません。

Q12. 入口の付近の自立式看板（料金看板）につき、別途費用が発生しますか。あるいは貴庁と協議のうえ、サイズが決定されますでしょうか。

A12. 自立式看板の設置費用は運営事業者にご負担していただきます。看板のサイズの決定についてはお見込みの通りです。

Q13. 壁面看板（料金看板）も貴庁と協議のうえ、設置できるのでしょうか。

A13. お見込みの通りです。

Q14. 現運営者と協議のうえ、残置物の継続は可能でしょうか。（当然、契約終了後は原状回復）

A14. 機械類や天井・壁面に這わせた配管、看板等は撤去されるため、基本的には継続使用はできないものとお考えください。それ以外の現運営事業者の設置した物については、確約できるものではありませんが、現運営事業者と協議する事は可能です。

Q15. 現在、設置されている精算機の基礎、車止め、ラインは残置していただけるのでしょうか。

A15. 精算機の基礎については現運営事業者との協議によるため、残置の確約はできません。また各車室の車止め及びラインは継続して使用いただけます。

Q16. 現駐車場運営業者の賃料支払い方法はどのようになっていますでしょうか。

A16. 毎月月末に、区よりお送りする納入通知書によりお支払いいただいています。

Q17. 現在、天井に設置されている防犯カメラは現業者が販売した物になりますか。

A17. 現在場内に3台のカメラが設置されています。（区設置1台、現運営事業者設置2台）いずれも現運営事業者から購入したものではございません。

Q18. 防犯カメラの仕様規定はありますか。

A18. 駐車場管理業務を行う上で機能を満たすものであれば、特段の指定はありません。

Q19. 防犯カメラは残置していただけるのでしょうか。

A19. 区設置の1台（箱型）については残置しますが、他2台（球状）は現運営業者による設置のため継続使用はできません。

Q20. 防犯カメラの配線はどこに繋がれているのでしょうか。

A20. 天井裏に配管を通して精算機に繋がっています。なお、天井に配線を通す際に梁に穴を開けたり、削ったりすることはできませんのでご注意ください。

Q21. 本案件は、共同事業体での参加もしくは協力業者への再委託は可能でしょうか。

A21. 共同事業体での参加は可能ですが、様式のご用意はありませんので、募集案内p2（3）申し込み必要書類①②につきましては1枚の様式に連名でご記入頂き、その他の書類は法人ごとにご準備下さい。また、協力業者への再委託についても可能です。しかしながら、施設を別の法人等に転貸することはできませんのでご注意ください。

Q22. 募集案内の3-（4）管理方法に関してですが、現行のメーカー以外のフラップレス式（カメラ式）を採用しても構いませんか。

A22. 駐車場管理業務を行う上で機能を満たすものであれば、特段の指定はありません。

Q23. 館内に利用者宛に「無料サービス券」を交付するご担当者が常駐頂けることでよろしいでしょうか？具体的には「無料サービス券」を事前に世田谷区にて購入頂き、ご担当者が都度利用者に手交する形で問題ないでしょうか？

A23. お見込みの通りです。無料券を世田谷区で購入後、施設内受付において該当となる利用者へ無料券をお渡しします。

Q24. 募集案内 3 主な契約条件（2）用途指定のこの「無料サービス券」は事前に世田谷区にご購入いただいたものを施設ご利用者様に無料配布していただくという運営方法は可能でしょうか？

A24. 運用方法は A23 の通りです。

[1月19日更新]